

## 令和元年度第3回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

1 開催日時 令和2年2月12日(水) 15時00分～16時15分

2 開催場所 しあわせプラザ 3階 中会議室

3 出席委員 工藤志穂委員、角田毅委員、清水和秀委員、  
高瀬幸逸委員、町田徳子委員、松浦淳委員  
《計6名》

4 欠席委員 今一志委員  
《計1名》

5 事務局 福祉部長 舘山新  
福祉部次長 福井直文  
子育て支援課長 奈良英文  
副参事 泉澤豊  
主幹 村田幸長、藤田剛、澤田正志  
主査 今福太郎  
主事 沼田宏貴  
《計9名》

### 6 会議次第

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 議事

小規模保育事業A型の設置の認可について

4 その他

(1) 第2期青森市子ども・子育て支援事業計画(案)について

(2) 青森市ひとり親家庭等実態調査について

5 閉会

## 7 会議概要

### 3 議事

小規模保育事業A型の設置の認可について

※青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報を含む内容について審議等を行うため非公開。

事務局から説明があった。

事務局から資料1、資料2について説明

審議

小規模保育事業A型の設置の認可を申請した2施設について、認可相当と判断した。

### 4 その他

(1) 青森市子ども・子育て支援事業計画(案)について

事務局から参考1、参考2、参考2-2、参考2-3について説明

質疑・意見

○委員 1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの定義を教えてください。

●事務局 1号認定子どもは、幼稚園等での教育を希望する子どもであり、教育、2号認定子ども、3号認定子どもは保育所等で保育を希望する場合で、3歳以上が2号認定子ども、3歳未満が3号認定子どもとなっている。

○委員 子ども・子育て支援ニーズ調査はどのような内容だったのか。

●事務局 家庭類型を確認するため、共働きか、ひとり親か等を質問するとともに、幼稚園を希望するか、保育が必要かなどを質問する内容となっている。

○委員 ニーズ調査の結果と実績に乖離がある理由は何か。

●事務局 保育所を利用するためには、市から2号認定子ども又は3号認定子どもの認定を受ける必要があるため、家庭の状況によっては保育の必要性がない場合は利用できないことになるが、今回実施した一ズ調査では、0歳から5歳までを対象とし、家庭の状況に関わらず、将来どのような施設の利用を希望するかについて集計しているため、実際の利用状況とは乖離が生じることとなる。

○委員 全体として子どもの数が減少しているので、今後新規の施設は基本的に認可しない方向であると解釈してよいか。

●事務局 そのとおりである。

○委員 条例で定める要件に適合しているときは認可するものとされているが、供給過剰の場合に限り例外的に認可しないことができるという基準がある。例えば、令和3年度の南部・中部地域において、供給がマイナス21になっている部分があるが、このような場合でも認可しないことになるのか。

●事務局 供給過剰かどうかの判断については、2号認定子どもと3号認定子どもの0歳、1・2歳の総計で判断される。この考え方で見ていくと、令和2年度から、いずれの地区においても2号認定子ども、3号認定子どもの利用定員の総数ではプラスになるため、新規施設の認可は必要ないという考え方になる。

## (2) 青森市ひとり親家庭等実態調査について

事務局から参考3について説明

質疑・意見

○委員 寡婦の定義を教えてください。

●事務局 過去に母子家庭としてお子さんを育てられた方で、現在一人で暮らしている方である。

○委員 調査の集計はいつくらいをめどに終了する予定か。

●事務局 令和2年度第1回健康福祉審議会児童福祉専門分科会において結果を報告したいと考えている。